平成２４年（フ）第２２８号
北海道釧路郡釧路町緑４丁目９番地
債務者　小山みさえ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４１８号
川崎市川崎区桜本２丁目33番18号　福若荘101
債務者　藤原　俊市
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
川崎市川崎区下並木７番地１号　ベルメゾン301号室、住民票上の住所横浜市港南区芹が谷３丁目30番４号
債務者　堀江　千春
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
愛知県豊田市御船町東山畑61番地３、前住所愛知県豊田市司町１丁目４番地　マンション司606号
債務者　南出　昂一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
岡山市北区撫川1327番地２
債務者　竹内　健二
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２８号
岡山県高梁市原田北町1281番地15、旧住所大阪府吹田市江の木町６番１―501号
債務者　東　　順子（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６１号
岡山市東区益野町295番地40
債務者　亀谷　信之
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１４８号
東京都練馬区旭丘１丁目33―５　田口第二マンション201
債務者　安川愛有子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１６０号
東京都葛飾区東金町２丁目２―５―101
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１６１号
東京都葛飾区東金町２丁目２―５―101
債務者　中村　由香
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２１７号
埼玉県さいたま市南区沼影１丁目10―１―2516
債務者　木全　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２１８号
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻１丁目10―32
債務者　横山　裕香
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３４号
東京都江戸川区春江町２丁目17―５―101
債務者　岩井　俊広
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２４６号
東京都新宿区西新宿４丁目32―６―1405
債務者　舩越百合子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２５１号
神奈川県相模原市中央区共和３丁目５―15―205
債務者　松尾　裕之
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部